

「福岡県介護事業所の各種研修受講に係る代替職員派遣事業」
業務委託仕様書

1 目的

本事業は、県内の介護保険施設、介護保険サービス事業所等（以下「介護施設・事業所等」という。）が、その介護職員等の資質向上や資格取得のため当該介護職員等に研修を受講させる場合に、当該介護職員等の代替職員として、介護関係の資格等を有する者等を派遣することにより、介護施設・事業所等に従事する介護職員等の資質向上及び資格取得を図ることを目的とする。

2 業務の名称

福岡県介護事業所の各種研修受講に係る代替職員派遣事業（以下「事業」という。）

3 業務の内容

代替職員の派遣を必要とする介護施設・事業所等及び介護関係の資格等を有する者等の募集、マッチング、派遣等に係る手続き等、実施に係る一切の業務。

4 実施方法

実施方法は、次のとおりとする。

① 代替職員の派遣の対象となる介護施設・事業所等

県内に所在し、介護保険法（平成9年法律第123号）等に規定する（1）から（8）までの介護施設・事業所等であって、職員の配置が当該介護施設・事業所等の基準を満たしているものとする。ただし、当該法人が代替職員の派遣期間中に、次に掲げる場合のいずれかに該当することが明らかになった場合は、派遣を中止する。

ア 当該法人が、計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

イ 当該法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる者を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

ウ 当該法人が、その者が構成員等であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用しているとき。

エ 当該法人が、その者が暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

オ 当該法人が、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

カ 当該法人が、暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

キ 当該法人の役員が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

ク 当該法人の役員が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に

非難される関係を有しているとき。

(1) 指定居宅サービス事業者

指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定短期入所生活介護、指定短期入所療養介護、指定特定施設入居者生活介護

(2) 指定地域密着型サービス事業者

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定夜間対応型訪問介護、指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、指定看護小規模多機能型居宅介護

(3) 介護保険施設

指定介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定介護医療院

(4) 指定介護予防サービス事業者

指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防短期入所生活介護、指定介護予防短期入所療養介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護

(5) 指定地域密着型介護予防サービス事業者

指定介護予防認知症対応型通所介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護

(6) 指定居宅介護支援事業者

(7) 指定介護予防支援事業者

(8) その他

養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム

② 代替職員の派遣の対象となる介護職員等の職種

代替職員の派遣の対象となる介護職員等の職種は、介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員、支援相談員、介護支援専門員、計画作成担当者、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師及びあんまマッサージ指圧師）その他介護保険法及び老人福祉法の人員基準で定める職種とする。ただし、医師、薬剤師、看護職員、事務員、栄養士及び調理員は、対象外とする。

③ 代替職員の派遣の対象となる研修等

(1) 代替職員の派遣の対象となる研修（以下「対象研修」という。）は、次のとおりとする。ただし、代替職員を派遣できる日数及び期間については、下記⑤の要件が満たされていること。（対象研修には、オンラインによる双方向型の研修であって、特定の日時で開催されるものを含む。）

- ア 介護福祉士実務者研修
- イ 介護職員初任者研修
- ウ 喀痰吸引等研修
- エ 福岡県介護職員技術向上研修
- オ 福岡県介護職員管理能力向上事業
- カ 福岡県小規模事業所連携体制構築支援事業
- キ 生活援助従事者研修
- ク 介護支援専門員実務研修
- ケ 介護支援専門員資格更新に係る各種研修
- コ 外国人介護職員介護技能等向上研修事業

- サ その他介護職員等の資質向上に有効であると知事が認める研修
 (2) 対象研修に講師として参加する場合については、派遣の対象としない。

④ 代替職員の資格等

- (1) 代替職員は、次の資格等を有する者とする。
 ア 社会福祉士 イ 社会福祉主事任用資格 ウ 精神保健福祉士
 エ 介護支援専門員 オ 理学療法士 カ 作業療法士
 キ 言語聴覚士 ク 柔道整復師 ケ あん摩マッサージ指圧師
 コ 介護福祉士 サ 訪問介護員1級又は2級課程修了者
 シ 介護職員基礎研修課程修了者 ス 介護職員初任者研修課程修了者
 セ 介護福祉士実務者研修課程修了者 ソ 生活援助従事者研修課程修了者
 タ その他知事が適当と認める資格等を有する者
- (2) 上記(1)にかかわらず、受託派遣会社に登録する(1)の資格等を有する者の不足等により、代替職員の派遣が困難な場合であって、かつ、派遣先介護施設・事業所等の了解が得られた場合においては、介護施設・事業所等において介護業務等に通算して1年以上従事したことがある者を代替職員として派遣することができる。

⑤ 代替職員を派遣できる日数及び期間

- (1) 代替職員の派遣期間には、介護職員等が対象研修に参加する期間が含まれているものとする。
 (2) 「代替職員を派遣できる日数」＝「派遣先介護施設・事業所の研修計画書の研修時間×2÷8（時間）」とする。ただし、1回の派遣日数の上限は、40日とする。
 (3) 労働者派遣法に基づき、1月当たりの派遣日数は、10日（80時間）以上とする。
 (4) 代替職員の延べ派遣人数は、1,320人日を目安とし、これに満たなかった場合は実績報告書及び収支計算書を審査の上、委託料の減額を行う。

⑥ 代替職員の雇用条件等

- (1) 代替職員の給与は月払とし、1日当たりの支給額は、次の表のとおりとすること。

| 区 分 | 該 当 要 件 | 支給額（1日） |
|----------------|------------------|---------|
| 介護に関する資格等を有する者 | ④（1）ア～タの資格等を有する者 | 8,800円 |
| 上記以外の者 | ④（2）により代替職員とされた者 | 7,200円 |

- (2) 通勤手当を支給すること。
 (3) 受託派遣会社は、代替職員の雇用に際し、その者に係る雇用保険及び労災保険への加入を行うこと。
 (4) 代替職員の1週当たりの勤務日は、派遣先介護施設・事業所等の勤務体制に合わせて決定すること。
 (5) 代替職員の1日の勤務時間・休憩時間は、原則として、派遣先介護施設・事業所等の日勤の勤務時間（原則8時間）に合わせて決定すること。
 (6) 代替職員が従事する業務は、研修を受講する介護職員等が現に従事する業務を含め、当該介護施設・事業所等における介護に関する業務とすること。

⑦ 代替職員の派遣に係る手続等

- (1) 本事業により、代替職員の派遣を受けようとする介護施設・事業所等は、「福岡県介護事業所の各種研修受講に係る代替職員派遣事業 代替職員派遣申請書」（様式第1号）に「福岡県介護事業所の各種研修受講に係る代替職員派遣事業 研修計画書」（様式第2号）及び対象研修を受講することが確認できる書類（受講決定通知書等の写し）を添付して、代替職員の派遣を受けようとする日の2週間前までに受託派遣会社に提出する。
- (2) 受託派遣会社は、提出された申請書及び研修計画書の内容について審査を行い、適切と認められる場合は、当該介護施設・事業所等に対して電話又は個別訪問等を行い、当該介護施設・事業所等の所在地と代替職員の住所、両者の意向等を勘案して、両者の合意が得られた場合に、代替職員の派遣を決定する。
- (3) 受託派遣会社は、「福岡県介護事業所の各種研修受講に係る代替職員派遣事業 代替職員派遣決定通知書」（様式第3号）により、当該介護施設・事業所等に代替職員の派遣を決定した旨を通知する。
- (4) 受託派遣会社は、代替職員の派遣を決定した場合は、派遣先介護施設・事業所等との間で労働者派遣契約を、派遣する代替職員との間で雇用契約を、それぞれ締結した上で、当該代替職員を当該派遣先介護施設・事業所等に派遣する。なお、当該雇用契約については、31日間以上の雇用契約としなければならない。
- (5) 派遣先介護施設・事業所等は、代替職員の通勤手当を負担する。
- (6) 上記(5)を除いて、労働者派遣契約に伴う労働者派遣料については、県が負担するものとする。
- (7) 派遣先介護施設・事業所等は、代替職員の派遣の終了後2週間以内に、「福岡県介護事業所の各種研修受講に係る代替職員派遣事業 代替職員派遣実績報告書」（様式第4号）に「福岡県介護事業所の各種研修受講に係る代替職員派遣事業 研修実績報告書」（様式第5号）及び対象研修を受講したことが確認できる書類（研修修了証等の写し）を添付して、受託派遣会社に提出しなければならない。
- (8) 上記(7)の対象研修を受講したことが確認できる書類の提出がない場合又は研修計画書に記載された対象研修を介護職員等が受講しなかった場合には、当該対象研修の受講時間については、代替職員の派遣対象となる研修派遣時間に算定しないものとする。この場合において、当該代替職員の労働者派遣料については、派遣先介護施設・事業所等が負担するものとする。ただし、以下の場合については、この限りでない。
 - ア 地震、津波、洪水、土砂災害等の天災等やむを得ない理由により対象研修を受講できなかった場合
 - イ 新型コロナウイルス感染又は濃厚接触が疑われる者が発生し、保健所の指示を受けたため、対象研修を受講できなかった場合（保健所の指示によらず自主的に対象研修の受講を控える場合を除く。）

5 契約期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

6 留意事項

- (1) 事業は、予算の範囲内において実施するものとし、事業の委託期間内であっても、

事業を終了することがある。

- (2) 受託派遣会社及び派遣先介護施設・事業所等は、労働者派遣法その他の関係法令を順守するものとする。
- (3) 派遣先介護施設・事業所等は、代替職員に対して職場内福利厚生施設を利用させなければならない。
- (4) 代替職員の派遣期間終了後、当該派遣介護施設・事業所等が引き続き当該代替職員を雇用しようとする場合において、受託派遣会社は、当該派遣先介護施設・事業所等に対して紹介手数料等を請求することはできない。
- (5) 事業計画、予算及び事業運営上重要な事項については、事前に県と協議すること。